

佐賀県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年三月八日から平成二十三年四月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区	間	域	
県道 佐賀外環状線	佐賀市諸富町大字為重字三重 一四〇八番一地从先から 佐賀市西与賀町大字高太郎字 丸目一八四五番二地从先まで	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
		前	後	一〇・六 四・一